

# 会報

No. 6  
1998. 4

CFAJ(Cable Firestop systems Association of Japan)



ケーブル防災設備協議会

No.	Q	A
法令 3	ケーブル配線の防火区画貫通部の防火措置工法と建築基準法第38条との関りは？	配電管の防火区画貫通部防火措置については、政令で技術的基準が規定されていますが、配電管を用いないケーブル配線の防火区画貫通部の防火措置については、法第38条の特殊な材料、構法として取り扱われ、BCJの防災性能評定委員会の技術審査を受けることが求められます。
法令 4	耐火構造はどのように規定されているか？	耐火構造の壁、柱、床、はり等の耐火性能について、通常の火災時の加熱に、次の表の時間以上耐える事と規定されています。 (建築基準法施行令第107条)

建築物の部分	壁				柱	床	はり	屋根
	間仕切り壁	外壁		延焼のおそれのある部分以外の部分				
		耐火壁	非耐火壁					
建築物の階								
最上階及び最上階から数えた階数が2以上で4以内の階	1時間	1時間	1時間	30分	1時間	1時間	1時間	
最上階から数えた階数が5以上で14以内の階	2時間	2時間	1時間	30分	2時間	2時間	2時間	30分
最上階から数えた階数が15以上の階	2時間	2時間	1時間	30分	3時間	2時間	3時間	

ベントハウス等≦建築面積×1/8の場合は、階数に算入されない。

右の部分

右の部分

右の部分

G.L.

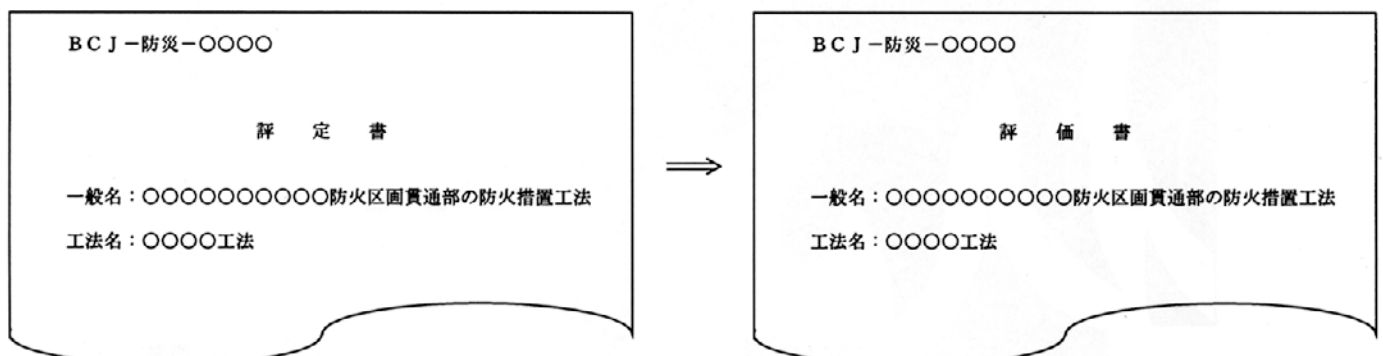
- この表において、第2条第1項第8号の規定により階数に算入されない屋上部分がある建築物の部分の最上階は、当該屋上部分の直下階とする。
- 前号の屋上部分については、この表中最上階部分の耐火時間と同一の耐火時間によるものとする。

〈Q & A集 内容例〉

## 〔トピックス〕

### ①. 名称変更…「評定」が「評価」に

BCJでは、ケーブル防火区画貫通部についてこれまで「評定」と称していたものを平成9年度より「評価」と呼ぶようになりました。従って、「評定書」も「評価書」となりますが、取り扱いはこれまでと全く同じです。



### ②. 教育・PR用のビデオ制作

ケーブル防災設備協議会では会員各社の教育用や展示会などのPR用として協議会の活動内容や区画貫通部の措置工法の重要性及び正しい施工方法をわかりやすく紹介するビデオを制作致しました。このビデオには区画貫通部の措置を施したものと施さないものを比較した実規模の燃焼試験状況もあり、正しい施工の必要性を十分理解できるものと考えます。ぜひともご活用下さい。

なお、このビデオは防災展示会等で放映を予定していますのでぜひご覧下さい。

# 「Q&A特集」について

ケーブル防災設備協議会の活動の一つとして平成2年に用語・法令・BCJ評定工法・材料・工法の品質管理に関してQ&A集(質疑応答集)を作成し、設計・施工関係者にご利用いただきました。

その後、建築基準法の改正による適用範囲の拡大、多様化、また新工法の製品化もあり、充実を図るため平成8年にQ&A集の改訂版を発行しま

した。主な改訂内容は、準耐火建築物における措置、バスダクト貫通部の措置等の追加です。

このQ&A集に記載されている内容の一部はこれまでも会報で紹介していますが、今回の会報では「Q&A特集」とし、このQ&A集全般について少し詳しく紹介します。

## Q & A 集の主な内容

本Q&A集は、先にも述べたように用語・法令・BCJ評定工法・材料・工法の品質管理で構成され、最後に関連法令の抜粋を掲載しています。それぞれに関する主な内容は次のとおりです。

### ・用語について

主として建築基準法用語の定義のうち関連あるものを取り上げ、定義されている法令の箇所を明示しています。また、関連ある通称用語も示しています。

### ・法令について

関連する法令と耐火構造・防火構造・防火区画・耐火性能などの規定について示しています。また、評定取得・施工・検査に係わる機関の関係について図示しています。

建築基準法・建築基準法施行令・建設省告示・建設省通達等の関連法令については、関係する箇所の内容を一部抜粋し説明しています。

### ・BCJ評定工法について

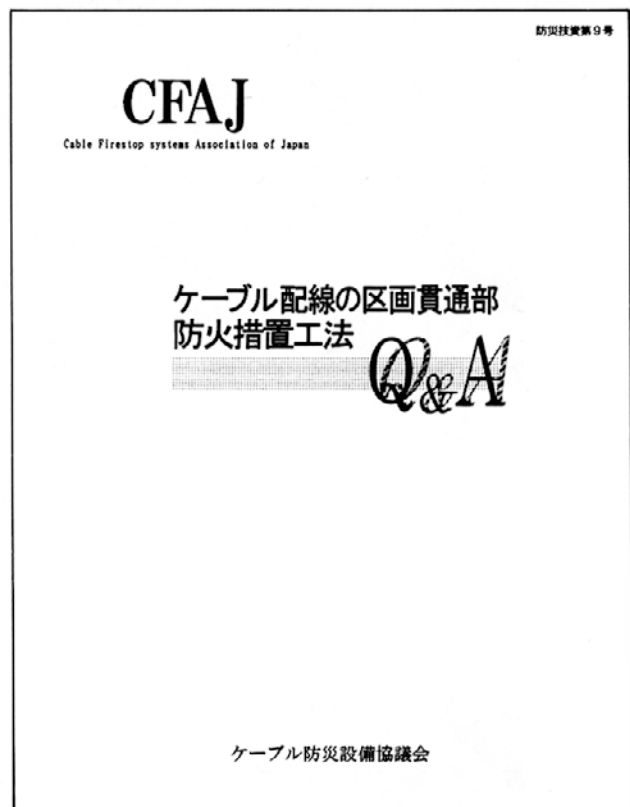
BCJ評定およびBCJ評定工法について述べています。これには準耐火建築物における措置やバスダクト貫通部の措置等も含まれています。

### ・材料について

法令に定義されている材料用語を示しています。またBCJ評定工法に使用する材料についても説明しています。

### ・工法の品質管理について

協議会の会員各社それぞれの工法の品質管理を行うため協議会としてどうしているかを示しています。



〈Q & A 集 表紙〉

本Q&A集に記載されている内容の例を次に示します。詳細内容はQ&A集をご覧ください。

なお、本Q&A集は「東京都建築設備行政に関する設計・施工上の指導指針」の参考文献としても取り上げられており、建築物やプラント等の設計者、施工関係者の業務遂行に大いに役立つものと確信しております。

## ◇施工管理と工法表示ラベルについて

BCJ 評定工法による防火措置を実施する際、当協議会では、使用材料の品質と適正な施工を確保するため下記の「工法表示ラベル」を使用しています。

この「工法表示ラベル」は、一定条件を満たした時に個々の評定取得者より発行し、評定番号、評定取得者名と共に施工会社名を表示し、施工箇所の見やすい位置に貼ります。

**CFAJ<sup>®</sup>**  
**ケーブル貫通部の防火措置工法**  
 評定番号 BCJ-防災-○○○○○  
 評定取得会社 ○○○○○○○○○○  
 施工会社   
 施工年月  年  月

△ 警告  
 1. ケーブル貫通部の防火措置部の上に乗らないで下さい。開口部が破壊して転落および火災貫通の危険があります。  
 2. ケーブルを追加通線するか、除去する場合は当ラベルに記載された評定取得会社または施工会社へご相談下さい。不適切な材料の使用や修理では火災貫通の危険があります。

**ケーブル防災設備協議会**

ケーブル用  
 (枠と評定番号は赤色)

**CFAJ<sup>®</sup>**  
**バスダクト貫通部の防火措置工法**  
 評定番号 BCJ-防災-○○○  
 評定取得者 ケーブル防災設備協議会  
 ○○○○○○○○○○  
 施工会社   
 施工年月  年  月

△ 警告  
 1. バスダクト貫通部の防火措置部の上に乗らないで下さい。開口部が破壊して転落および火災貫通の危険があります。  
 2. バスダクトを変更、その他の理由で再施工する場合は当ラベルに記載され評定取得会社または施工会社へご相談下さい。不適切な材料の使用や修理では火災貫通の危険があります。

**ケーブル防災設備協議会**

バスダクト用  
 (枠と評定番号は緑色)

- 会
- イソライト工業株式会社
  - 原電工事株式会社
  - 新日鐵化学株式会社
  - 住友電気工業株式会社
  - 寺崎ネルソン株式会社
  - トヨクニ電線株式会社
  - 日東化成工業株式会社
  - 日立電線株式会社
  - 古河電気工業株式会社
  - 矢崎総業株式会社

- 員
- 大淀化工株式会社
  - 昭和電線電纜株式会社
  - 住友スリーエム株式会社
  - タツタ電線株式会社
  - 東レ・ダウコーニング・シリコン株式会社
  - 西日本電線株式会社
  - 日本インシュレーション株式会社
  - 株式会社 フジクラ
  - 三菱電線工業株式会社